

令和 7 年 5 月 28 日

令和 7 年度 栃 木 県 議 会
第 407 回 通 常 会 議 議 案 (1)

令和7年度栃木県議会 第407回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和7年度栃木県一般会計補正予算（第1号）……………	4
第2号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について……………	7
第3号議案	栃木県手数料条例の一部改正について……………	13
第4号議案	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について……………	14
第5号議案	栃木県県民の森条例の一部改正について……………	16
第6号議案	栃木県人事委員会委員の選任同意について……………	17
第7号議案	市町村が負担する金額について（環境森林部関係）……………	18
第8号議案	市町村が負担する金額について（農政部関係）……………	19
第9号議案	市町村が負担する金額について（県土整備部関係）……………	23
第10号議案	工事請負契約の締結について（一級河川巴波川地下捷水路流入施設建設工事その2）……………	27
第11号議案	工事請負契約の締結について（一級河川巴波川地下捷水路電気通信設備工事その4）……………	28
第12号議案	工事請負変更契約の締結について（一般国道408号高根沢跨線橋（仮称）鋼橋上部工建設工事その1）……………	29
第13号議案	工事請負契約の変更について（3・5・102号家富町堀込線中橋（仮称）上部工建設工事その1）……………	30
第14号議案	工事請負契約の変更について（とちぎ健康の森本館空調設備改修工事）……………	31

報告第 1 号	知事の専決処分事項報告について.....	32
---------	----------------------	----

第1号議案

令和7年度栃木県一般会計補正予算（第1号）

令和7年度栃木県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,188,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ925,388,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月28日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		95,640,023	1,180,227	96,820,250
	1 国 庫 負 担 金	47,285,616	650,605	47,936,221
	2 国 庫 補 助 金	45,332,003	529,622	45,861,625
13 繰 越 金		1,000,000	8,723	1,008,723
	1 繰 越 金	1,000,000	8,723	1,008,723
歳 入 合 計		924,200,000	1,188,950	925,388,950

歳 出 (単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛 生 費		67,232,036	143,830	67,375,866
	4 医 薬 費	16,351,098	143,830	16,494,928
10 教 育 費		188,185,038	1,045,120	189,230,158
	1 教 育 総 務 費	30,184,636	1,045,120	31,229,756
歳 出 合 計		924,200,000	1,188,950	925,388,950

第2号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(部分休業をすることができない職員) 第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数_____を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))を除く。<u>以下同じ。</u>) <u>(第1号部分休業の承認)</u> 第26条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は</u> _____, 30分を単位として行うものとする。 2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第13条の特別休暇のうち人事委員会規則で定めるもの又は同条例第14条の2の介護時間の承認を受けて勤務しない職員及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関す	(部分休業をすることができない職員) 第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))を除く_____。) <u>(部分休業の承認)</u> 第26条 <u>部分休業の承認は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第6条の2第1項及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。以下同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第13条の特別休暇のうち人事委員会規則で定めるもの又は同条例第14条の2の介護時間の承認を受けて勤務しない職員及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関す

る条例第13条の特別休暇のうち教育委員会規則で定めるもの又は同条例第14条の2の介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間（以下「特別休暇等」という。）の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が特別休暇等に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第26条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第26条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第26条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、

る条例第13条の特別休暇のうち教育委員会規則で定めるもの又は同条例第14条の2の介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間（以下「特別休暇等」という。）の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が特別休暇等に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10
を乗じて得た時間

第26条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第27条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第14条及び栃木県公立学校職員給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第19条第1項又は栃木県公立学校職員給与条例第11条の5第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、人事委員会規則で定める額）を減額して給与を支給する。

第28条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をした

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第27条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第14条及び栃木県公立学校職員給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第19条第1項又は栃木県公立学校職員給与条例第11条の5第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、人事委員会規則で定める額）を減額して給与を支給する。

第28条 育児休業法第19条第3項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る育児休業、育児短時間勤務又は部分休業が承認されることとなったこととする。

9

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年栃木県条例第2号）第29条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第29条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者

等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等 に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 第17条の4 略	等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 第17条の3 略
---	--

（学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第3条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第16条 略 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> 第16条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年栃木県条例第2号）第29条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 職員の育児休業等に関する条例第29条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、	第16条 略

<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）</u> 第16条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 第16条の4 略	<u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> 第16条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 第16条の3 略
---	--

附 則

- この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第26条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

第3号議案

栃木県手数料条例の一部改正について

栃木県手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 （第2条、第3条、第5条関係）		別表第1 （第2条、第3条、第5条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
1～463 略		1～463 略	
464 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所の登録の申請に対する審査	1 一級建築士事務所の登録の申請に係る審査 <u>22,000円</u> 2 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の申請に係る審査 <u>20,000円</u>	464 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所の登録の申請に対する審査	1 一級建築士事務所の登録の申請に係る審査 <u>16,000円</u> 2 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の申請に係る審査 <u>11,000円</u>
464の2～517 略		464の2～517 略	
備考 略		備考 略	

附 則

- この条例は、令和7年8月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

第4号議案

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(非常災害対策) 第5条 指定障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係るものに限る。）の事業を行う者又は省令第203条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者若しくは省令第219条に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス等事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。 2～4 略	(非常災害対策) 第5条 指定障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練_____、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係るものに限る。）の事業を行う者又は省令第203条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者若しくは省令第219条に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス等事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。 2～4 略

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年栃木県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(非常災害対策) 第4条 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。 2～4 略	(非常災害対策) 第4条 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練<u> </u>、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。 2～4 略

(栃木県障害者総合相談所条例の一部改正)

第3条 栃木県障害者総合相談所条例（平成30年栃木県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(業務) 第2条 相談所は、次に掲げる業務を行う。 (1) 身体障害者福祉法に基づく市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと（同法第18条第2項の措置に係るものに限る。）並びに同法第4条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）に関する相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと、身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと並びに必要に応じ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第26項</u>に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。 (2)～(4) 略	(業務) 第2条 相談所は、次に掲げる業務を行う。 (1) 身体障害者福祉法に基づく市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと（同法第18条第2項の措置に係るものに限る。）並びに同法第4条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）に関する相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと、身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと並びに必要に応じ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第25項</u>に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。 (2)～(4) 略

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

第 5 号議案

栃木県県民の森条例の一部改正について

栃木県県民の森条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 5 月 28 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

栃木県条例第 号

栃木県県民の森条例の一部を改正する条例

栃木県県民の森条例（昭和49年栃木県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 6 条の 3 関係）			別表（第 6 条の 3 関係）		
キャンプ施設の種類	単位	基 準 額	キャンプ施設の種類	単位	基 準 額
キャンプサイト	1 区画 1 泊につき	2,610円	バンガロー（定員 4 名）	1 戸 1 泊につき	11,100円
			高床式固定テント（定員 5 名）	1 張 1 泊につき	3,360円
			持込みテント用キャンプ場	1 張 1 泊につき	550円
シャワー	略		コイン式シャワー	略	
備考 小学生及び中学生並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として <u>キャンプサイト</u> を利用する場合の利用料金の基準額は、この表に定める額を 2 で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。			備考 小学生及び中学生並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として <u>キャンプ施設（コイン式シャワーを除く。）</u> を利用する場合の利用料金の基準額は、この表に定める額を 2 で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。		

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第6号議案

栃木県人事委員会委員の選任同意について

栃木県人事委員会委員として、次の者の選任について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年5月28日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

茂 呂 和 巳

第7号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定により、令和7年度において県が行う建設事業に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和7年5月28日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
県営林道事業費	佐野市	円 8,000,000	円 2,000,000
	鹿沼市	111,000,000	27,202,000
	日光市	78,000,000	19,500,000
	那須塩原市	15,000,000	7,500,000

第 8 号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の規定により、令和 7 年度において県が行う建設事業等に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 5 月 28 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

事 業 名	負 担 市 町 村 名	事 業 費	負 担 額
農 村 集 落 基 盤 再 編 ・ 整 備 事 業 費	足 利 市	円 17,368,440	円 4,342,110
	佐 野 市	35,185,560	3,782,447
	矢 板 市	10,000,000	1,000,000
	茂 木 町	32,755,000	3,275,500
国 営 造 成 施 設 管 理 事 業 費	宇 都 宮 市	35,750,000	5,334,615
	真 岡 市		657,085
	上 三 川 町		736,450
	芳 賀 町		421,850
	足 利 市	41,330,000	2,989,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	大田原市	77,979,000 円	872,017 円
	さくら市		5,586,128
	那須烏山市		7,573,491
	那珂川町		1,563,364
	大田原市	7,293,000	216,221
	那須塩原市		1,241,779
	那須烏山市	54,439,000	602,051
	益子町		2,813,201
	茂木町		2,380,987
	市貝町		3,799,563
	芳賀町		1,291,198
農地整備事業費	宇都宮市	325,822,500	32,582,000
	足利市	35,000,000	3,500,000
	佐野市	54,000,000	5,400,000
	鹿沼市	65,128,000	4,884,600

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	日光市	円 89,000,000	円 8,900,000
	小山市	167,200,000	22,480,000
	大田原市	235,900,000	23,590,000
	下野市	184,177,500	18,418,000
	益子町	42,000,000	5,250,000
	市貝町	118,525,400	14,815,675
	芳賀町	70,474,600	8,809,325
	壬生町	307,500,000	30,750,000
	野木町	87,000,000	8,700,000
	塩谷町	36,000,000	2,700,000
水利施設整備事業費	宇都宮市	5,735,555	1,097,000
	足利市	5,000,000	750,000
	栃木市	9,045,527	2,189,000
	佐野市	27,000,000	3,375,000
	小山市	103,148,473	18,318,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	真岡市	円 31,018,367	円 1,579,000
	大田原市	15,263,184	1,322,707
	那須塩原市	87,657,816	7,596,426
	さくら市	7,204,611	1,293,000
	市貝町	772,722	130,000
	芳賀町	558,678	90,000
	塩谷町	10,374,500	1,078,000
	高根沢町	3,275,567	625,000
	那須町	17,000,000	4,250,000
農村地域防災減災事業費	大田原市	444,834	80,070
	那須塩原市	2,555,166	459,930
	那須烏山市	30,000,000	2,400,000
	上三川町	22,000,000	4,400,000

第 9 号議案

市町村が負担する金額について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条又は下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定により、令和7年度において県が行う建設事業等に要する経費について、市町村が負担する金額を次のとおり定めるものとする。

令和7年5月28日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

事 業 名	負 担 市 町 村 名	事 業 費	負 担 額
砂 防 施 設 づ く り 事 業 費 （ 補 助 ）	宇 都 宮 市	円 60,000,000	円 10,000,000
	足 利 市	175,625,000	19,625,000
	栃 木 市	20,000,000	1,000,000
	佐 野 市	5,000,000	250,000
	鹿 沼 市	35,000,000	1,750,000
	日 光 市	65,000,000	7,750,000
	真 岡 市	30,000,000	3,000,000
	大 田 原 市	20,000,000	1,000,000
	那 須 烏 山 市	10,000,000	1,000,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	茂木町	円 5,000,000	円 500,000
	高根沢町	8,000,000	800,000
	那珂川町	105,000,000	6,250,000
河川砂防施設づくり事業費（県単）	那珂川町	25,600,000	1,280,000
緊急防災・減災対策事業費（河川砂防）	足利市	20,000,000	2,000,000
	真岡市	35,000,000	3,500,000
	大田原市	75,000,000	15,000,000
	茂木町	20,000,000	4,000,000
	那須町	20,000,000	1,000,000
流域下水道建設事業費	日光市	662,392,300	127,211,691
	宇都宮市	1,044,641,000	103,445,899
	下野市		64,950,302
	上三川町		31,851,381
	栃木市	723,337,500	122,046,759
	壬生町		19,433,032

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	大田原市	円 189,821,000	円 21,584,277
	那須塩原市		22,582,888
	栃木市	188,295,400	47,167,866
	小山市	円 326,395,100	41,516,021
	野木町		26,747,821
鬼怒川上流流域下水道（上流処理区） 管理事業費	日光市	763,685,000	704,406,000
鬼怒川上流流域下水道（中央処理区） 管理事業費	宇都宮市	円 1,294,602,000	597,491,000
	下野市		406,469,000
	上三川町		204,980,000
巴波川流域下水道管理事業費	栃木市	円 825,657,000	671,450,000
	壬生町		92,142,000
北那須流域下水道管理事業費	大田原市	円 698,118,000	323,649,000
	那須塩原市		310,786,000
渡良瀬川下流流域下水道（大岩藤処理区） 管理事業費	栃木市	489,675,000	488,768,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
渡良瀬川下流流域下水道（思川処理区） 管理事業費	小山市	円 487,092,000	円 260,648,000
	野木町		223,778,000

第10号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和7年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 栃木市大町
- 2 工事名 一級河川巴波川地下捷水路流入施設建設工事その2
- 3 契約者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 5 契約金額 775,500,000円
- 6 契約の相手方 栃木市片柳町2丁目14番39号

舘野・板橋・斉藤特定建設工事共同企業体

代表者 舘野建設株式会社 代表取締役 横田 雄作

第 11 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

令和 7 年 5 月 28 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

- 1 工 事 施 工 箇 所 栃木市大町ほか
- 2 工 事 名 一級河川巴波川地下捷水路電気通信設備工事その 4
- 3 契 約 者 栃 木 県 知 事 福 田 富 一
- 4 契 約 の 方 法 条件付き一般競争入札
- 5 契 約 金 額 700,205,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 宇都宮市御幸ヶ原町44番地16

宇都宮電子・中央電機通信特定建設工事共同企業体

代表者 宇都宮電子株式会社 代表取締役 上吉原 均

第12号議案

工事請負変更契約の締結について

次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和7年5月28日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 工事施工箇所 塩谷郡高根沢町大字宝積寺
- 2 工事名 一般国道408号高根沢跨線橋（仮称）鋼橋上部工建設工事その1
- 3 契約者 栃木県知事 福田 富一
- 4 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 5 契約金額 537,559,000円
- 6 契約の相手方 宇都宮市元今泉6丁目5番2号

巴・東網特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社巴コーポレーション宇都宮支店 支店長 大塚 靖之

第 13 号議案

工事請負契約の変更について

令和 5 年度栃木県議会第 399 回通常会議において、第 81 号議案として議決を経た工事請負契約（3・5・102 号家富町堀込線中橋（仮称）上部工建設工事その 1）の一部について、次のとおり変更する。

令和 7 年 5 月 28 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を 1,414,149,000 円とする。

第 1 4 号議案

工事請負契約の変更について

令和 6 年度栃木県議会第401回通常会議において、第 7 号議案として議決を経た工事請負契約（とちぎ健康の森本館空調設備改修工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和 7 年 5 月 28 日 提 出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を1,723,403,000円とする。

報告第1号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月28日

栃木県知事 福田 富一

- | | | |
|----|-----------|-------------------|
| 1 | 専決処分第92号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 2 | 専決処分第93号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 3 | 専決処分第94号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 4 | 専決処分第95号 | 訴えの提起について |
| 5 | 専決処分第96号 | 訴えの提起について |
| 6 | 専決処分第97号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 7 | 専決処分第98号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 8 | 専決処分第99号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 9 | 専決処分第100号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 10 | 専決処分第101号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 11 | 専決処分第102号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |

12	専決処分第103号	損害賠償の額の決定及び和解について
13	専決処分第104号	損害賠償の額の決定及び和解について
14	専決処分第105号	損害賠償の額の決定及び和解について
15	専決処分第106号	損害賠償の額の決定及び和解について
16	専決処分第107号	損害賠償の額の決定及び和解について
17	専決処分第108号	損害賠償の額の決定及び和解について
18	専決処分第1号	損害賠償の額の決定及び和解について
19	専決処分第2号	損害賠償の額の決定及び和解について
20	専決処分第3号	損害賠償の額の決定及び和解について
21	専決処分第4号	損害賠償の額の決定及び和解について
22	専決処分第5号	損害賠償の額の決定及び和解について
23	専決処分第6号	損害賠償の額の決定及び和解について
24	専決処分第7号	損害賠償の額の決定及び和解について
25	専決処分第8号	損害賠償の額の決定及び和解について